

5 産労観企第 3 0 6 号
東京都観光事業審議会

東京都観光事業審議会条例(昭和 2 8 年東京都条例第 2 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 5 年 6 月 2 日

東京都知事 小池 百合子

記

1 諮問事項

新たな「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」の策定に当たり意見を求める。

2 諮問の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大が観光産業に深刻な影響を及ぼす中、都は 2022 年 2 月に、サステナブル・リカバリーの視点に立った「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン～観光産業の復活と持続的な成長に向けて～」を策定し、観光関連事業者の経営力向上支援や、社会変化等に対応した「新しい観光」の浸透などの取組を着実に実施してきた。

現在、日本を訪れる外国人旅行者の数が増加基調にある中、水際対策の終了に伴い、今後は観光需要の本格的な回復が見込まれる。こうした機を捉え、東京の魅力発信、観光資源の開発・磨き上げや受入環境の整備などを通じて、復活の途上にある観光産業を、一層の成長軌道に乗せていく必要がある。

また、環境保全などに配慮するサステナブル・ツーリズムといった新たな観光スタイルの定着を図ることや、DXや高付加価値化などを通じて観光産業の生産性・収益力を高めしていくことも不可欠である。一方、コロナ禍を経て観光産業は人材不足が著しく、旺盛な需要に十分対応しきれない場合もあり、その解消を図ることが急務となっている。

こうした様々な状況や課題を踏まえ、世界を惹きつけ、何度でも訪れたい観光都市・東京へと進化するために、効果的な施策を講じていく必要がある。

そのため、都は現在のプランを改定し、来年度からの 3 か年計画として、新たな「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」を、2023 年度中に策定することとする。このプランを戦略的で実効性のあるものとするためには、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体、また、観光に関する知見を有する者の意見や要望を十分に反映し、行政と民間の力を結集しなければならない。

このような認識の下、新たなプランの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。